

令和6年1月10日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

令和6年能登半島地震に係る救急救命士の特定行為の取扱いについて

平素は本会事業の推進につきまして、ご高配賜り御礼申し上げます。

標記につきまして、このたび別添の通り、日本医師会から通知がありました。

同通知は、厚生労働省医政局地域医療計画課が発出した事務連絡について、周知を図るものです。

「救急救命士法は今般のような緊急事態下では、通信事情等の問題から医師の具体的指示が得られない場合について、重度傷病者に対し、医師の具体的指示を必要とする救急救命処置を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るものと考え。」という当課の考えが示され、現地の実情を踏まえ適宜対処することと記載されています。

平成23年東北地方太平洋沖地震及び、平成28年熊本地震においても、同様の事務連絡が発出されたとのことです。

貴会におかれましても、本件についてご了知賜り、関係医療機関にご周知賜りますようお願い申し上げます。

【日本医師会 HP】

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunshyo/data3/chiiki/2023chi_1755.pdf

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字です（半角入力）。

大阪府医師会 救急災害医療課 辻井

TEL：06-6763-7003

E-MAIL：qqsaigai@po.osaka.med.or.jp